

防衛省設置法等一部改正法案

1. 概略

平成 30 年 12 月、「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「新大綱」という。）及び「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」（以下「新中期防」という。）が国家安全保障会議及び閣議にて決定された。新大綱では、我が国の防衛力強化のため、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の強化、我が国周辺空域の常時継続的な監視、安全保障協力の強化等が掲げられている。

自衛官定数及び予備自衛官等の員数の変更、法律事項である自衛隊の部隊の組織・編成の変更、自衛隊への任務の付与等を行う場合には、防衛省設置法や自衛隊法等を改正する必要がある。平成 31 年 2 月 8 日に提出された「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）は、上述の新大綱及び新中期防が示す防衛力の強化を具体化するため、以下に述べる措置を講じようとするものである。

2. 自衛官定数等の変更

（1）自衛官定数の変更（防衛省設置法第 6 条）

本法案において、自衛官の法律上の定数を、陸上自衛官は 150,777 人（57 人減）、海上自衛官は 45,356 人（4 人減）、航空自衛官は 46,923 人（13 人減）、共同の部隊に所属する自衛官は 1,350 人（62 人増）、統合幕僚監部に所属する自衛官は 376 人（4 人増）、情報本部に所属する自衛官は 1,918 人（8 人増）、内部部局に所属する自衛官は 48 人（増減なし）及び防衛装備庁に所属する自衛官は 406 人（増減なし）の総計 247,154 人（増減なし）とすることとしている。

この自衛官定数の変更により、サイバー防衛隊¹及び情報本部のサイバー攻撃対処体制を強化する。また、電磁波領域における統合運用に係る企画立案機能の整備のため、統合幕僚監部の増員が行われることとなる。一方、既存組織の見直し等、効率化・合理化による削減を行い、自衛官定数の総数は維持される。

なお、自衛官の予算上の実員については、平成 29 年度は 229,612 人（310 人増）、平成 30 年度は 230,312 人（700 人増）に増員したことに引き続き、平成 31 年度予算においても 230,976 人（664 人増）とする増員が行われる。

¹ 自衛隊法第 21 条の 2 第 1 項は「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊（中略）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる」と規定しており、サイバー防衛隊は本規定に基づく共同の部隊として設けられている。

(2) 即応予備自衛官の員数の変更（自衛隊法第75条の2）

新たに師団・旅団が機動運用又は地域配備部隊に再編されることに伴い、迅速かつ確かな対処力を確保する観点から、即応予備自衛官のみで構成される小隊（方面混成団隷下の普通科連隊に編成）を廃止する。即応予備自衛官の員数は現行の8,075人から7,981人（94人減）となる。

3. 航空自衛隊の部隊の改編（自衛隊法第20条）

新大綱においては「太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の常時継続的な警戒監視等を行い得る警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する」とされ、また、新中期防においては「航空自衛隊については、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢の充実や効率的な運用を図るため、航空警戒管制部隊について8個警戒群及び20個警戒隊から28個警戒隊への改編のほか、1個警戒航空団を新編する」旨が記載された。

これを受け、本法案においては、早期警戒管制機及び早期警戒機による警戒監視態勢を強化するため、警戒航空隊を警戒航空団に改編することとされている。防衛省は、近年の我が国周辺国の活動の拡大・活発化に伴い、地上レーダーから監視困難な空域の警戒監視の必要性が増加しており、早期警戒（管制）機（E-2C、E-2D、E-767）等の運用態勢の一層の強化等を図るため、警戒航空隊を警戒航空団に改編することが必要であるとしている。具体的には、①警戒航空団司令部を新編することで、指揮官を補佐する幕僚組織を増強し、隷下部隊に対する指揮監督機能を強化すること、②飛行警戒管制群を新編し、早期警戒管制機（E-767）による情報機能を強化すること、③指揮官の階級を1佐から将補に格上げすることで、同格である各航空団司令等との円滑な連携を可能とすることが図られる。

4. ACSA（物品役務相互提供協定）関連の規定の整備

(1) ACSAと国内法との関係

ACSAは、自衛隊と他国の軍隊との間の物品又は役務の提供や受領そのものを法的に直接可能とする協定ではなく、あくまでそれぞれの締結国の国内法令の規定に基づく物品又は役務の提供の実施に必要な決済手続等の枠組みを定める国際協定である。

我が国はこれまで、米国、豪州及び英国とACSAを締結し、既に発効済みであるところ、これらを実施するための主な国内法として、平時の訓練等については自衛隊法、国連平和維持活動（PKO）についてはPKO協立法、米軍等に対する後方支援については重要影響事態安全確保法や国際平和支援法等、有事については米軍等行動関連措置法がそれぞれ整備されている。

(2) カナダ及びフランスとのACSA署名

ア 日加ACSA

日加ACSAについては、カナダから我が国との間の安全保障面での協力拡大を踏まえACSA締結の提案があり、平成23年8月に初めて開催された日加の外交・防衛担当の次官級による「2+2」対話において交渉開始が決定された。その後、両国が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを目的とし、平成30年4月に日加ACSAが署名された。

イ 日仏ACSA

日仏ACSAについては、フランスから我が国との間の安全保障面での協力拡大を踏まえACSA締結の提案があり、平成29年1月の第3回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において交渉開始が決定され、平成30年7月に日仏ACSAが署名された。

（3）本法案による日加及び日仏ACSAの国内法の整備

日加及び日仏ACSAは今国会（第198回常会）に提出されており、本法案では、これらの協定の実施に係る規定を新設することとしている。防衛省はこれにより、自衛隊とカナダ軍又はフランス軍が共に活動する様々な場面で、ACSAを適用した物品又は役務の相互提供が可能となり、より緊密に連携して活動することが可能になるとしている。

本法案では、両国軍への物品・役務の提供が可能な場面についての規定を新設する（日加：自衛隊法第100条の12等、日仏：自衛隊法第100条の14等）。具体的には、カナダ軍又はフランス軍との共同訓練、海賊対処行動、災害派遣、機雷等の除去、在外邦人等保護措置・輸送、国際緊急援助活動等において物品・役務の提供が可能となる。また、これらの規定における物品・役務の提供として行う業務には、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務等が掲げられているが、武器の提供は明文で除外されている。

加えて、国際平和協力業務等を行う自衛隊の部隊等による、大規模災害に対処する外国軍隊への物品又は役務の提供の対象国にカナダ及びフランスを追加することとされている（自衛隊法第84条の5及びPKO協法力第33条）。

たんげ りょう
（丹下 綾・外交防衛委員会調査室）